

決議 9.9*

条約に違反して輸出または再輸出された標本の没収

条約の第8条1(b)項は、条約に違反して取り引きされた標本の没収または輸出国への返還を行うために適切な手段を講じるものと定めていることを想起し、

条約に違反して取り引きされた標本を輸入した締約国から輸出または再輸出国への返還は、関係する締約国がそれを防ぐための手段を講じない限り、そのような標本が後に違法取引されるという結果を招く恐れがあることを認識し、

標本が条約に違反して輸出または再輸出された時、輸出者に対して取られる唯一の強制的行動は、しばしば輸入した締約国によるそのような標本の没収であることを意識し、

条約締約国会議は

以下のように勧告する。

- a) 標本が条約に違反して輸出または再輸出された時、輸入側の締約国は
- i) 標本の輸入を決定的に拒否するよりも、そのような標本の押収と没収の方が、一般的に望ましいと考える。そして
 - ii) 標本を送り出した国の管理当局に、違反およびその標本に関して取られたあらゆる強制的行動について、できる限り早急に通知する。そして
- b) 条約に違反して輸出または再輸出された標本の輸入が、標本が送られた国に拒否された時、輸出または再輸出する締約国は、国への返還を監視し、没収を行うなど、標本が再び違法取引されないことを保証するために必要な対策を講じる。 ■

* 決定 14.19 および第 61 回常設委員会で採択された決定に従い事務局により改正。